

エコアクション21による 中小事業者の環境経営への取り組み支援

Supporting for environment management to small & medium enterprises (SMEs)
by EcoAction21 (EA21)

松島 正
MATSUSHIMA Tadashi

環境省が主導するエコアクション21は、中小事業者を対象とする環境経営システムである。スタートして24年となる現況と課題を紹介する。認証・登録の仕組み、要求事項とPDCAサイクル、環境への負荷の取りまとめと、代表者による経営における課題とチャンスの明確化から、施策のあらましまでを述べる。さらに環境経営システムの実践事例の情報を提供する。

Ministry of the Environment has the leadership of EcoAction21 (EA21). It's a environmental management system as a target of SMEs. We introduce the current situation and the subjects for EA21, starting 24 years ago. The contents are as follows. The mechanism of certification/registration, requirement and PDCA cycle, identifying environmental impacts, clarification of the challenges and opportunities by the organization. Further, we offer the information for environmental management system.

キーワード：エコアクション21，中小事業者，環境経営，認証・登録，PDCA サイクル

1 はじめに

2015年12月に採択されたCOP21のパリ協定では、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを求めている。

日本は2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で26%削減することを公約した。公約達成に向けて様々な取り組みが進むなかで、中小事業者の脱炭素への取り組みは不可欠である。その一助としてのエコアクション21を紹介する。

2 エコアクション21の紹介

2.1 成り立ちから現状まで

環境省は環境への取り組みを促進するために、1996年から中小事業者を対象として、「環境活動評価プログラム」を策定してスタートした。2004年にはエコアクション21として、全国的な第三者認証・登録制度を発展させて来た。2009年版を経て、2017年版ガイドラインではCOP21の公約実現に向けて、環境経営のためのマネジメントシステムとしての位置付けを一

層明確にして現在に至っている。

なお、環境経営システム(EMS)とは、「環境に関する方針、目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取り組み結果を確認及び評価し、改善していく仕組み」と定義している¹⁾。

2.2 認証・登録制度のポイント

(1) 運営は、事務局(中央および全国で複数の地域)と審査員と事業者から構成される。

図1に「認証・登録制度の概要」¹⁾を示す。

(2) 認証・登録は2年ごとに審査で更新されるが、間の一年には中間審査が行われる。認証は事業者の全組織対象が原則であるが、段階的認証やサイト認証(独立したサイト単位とする)の選択肢もある。

(3) 審査員は3年毎に資格を更新する。同一事業者の審査は最大4回担当することができる。

(4) 認証・登録の基本要件は、14の要求事項によるPDCAサイクルを構築、運用、維持することにある。図2に「PDCAサイクルとエコアクション21における要求事項」¹⁾を示す。

(5) 2020年11月末現在で、地域事務局は全

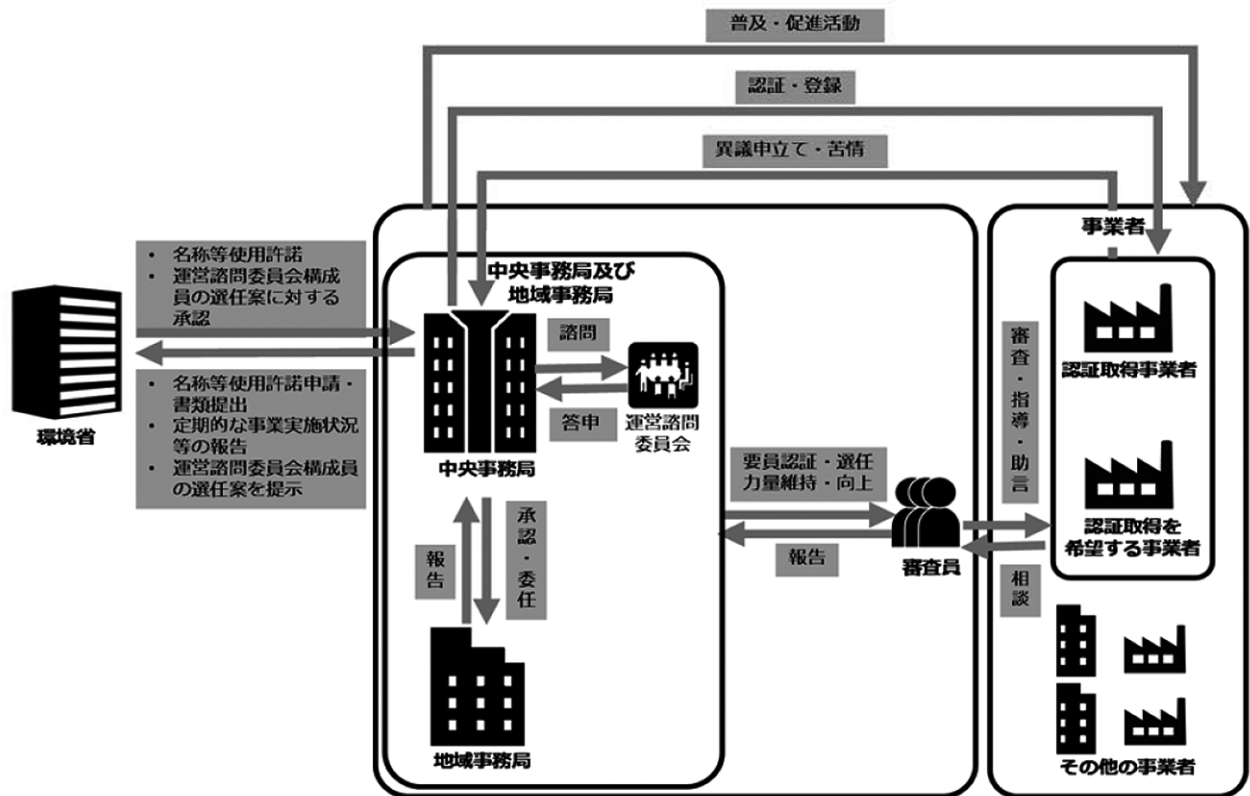


図1 エコアクション21 認証・登録制度の概要

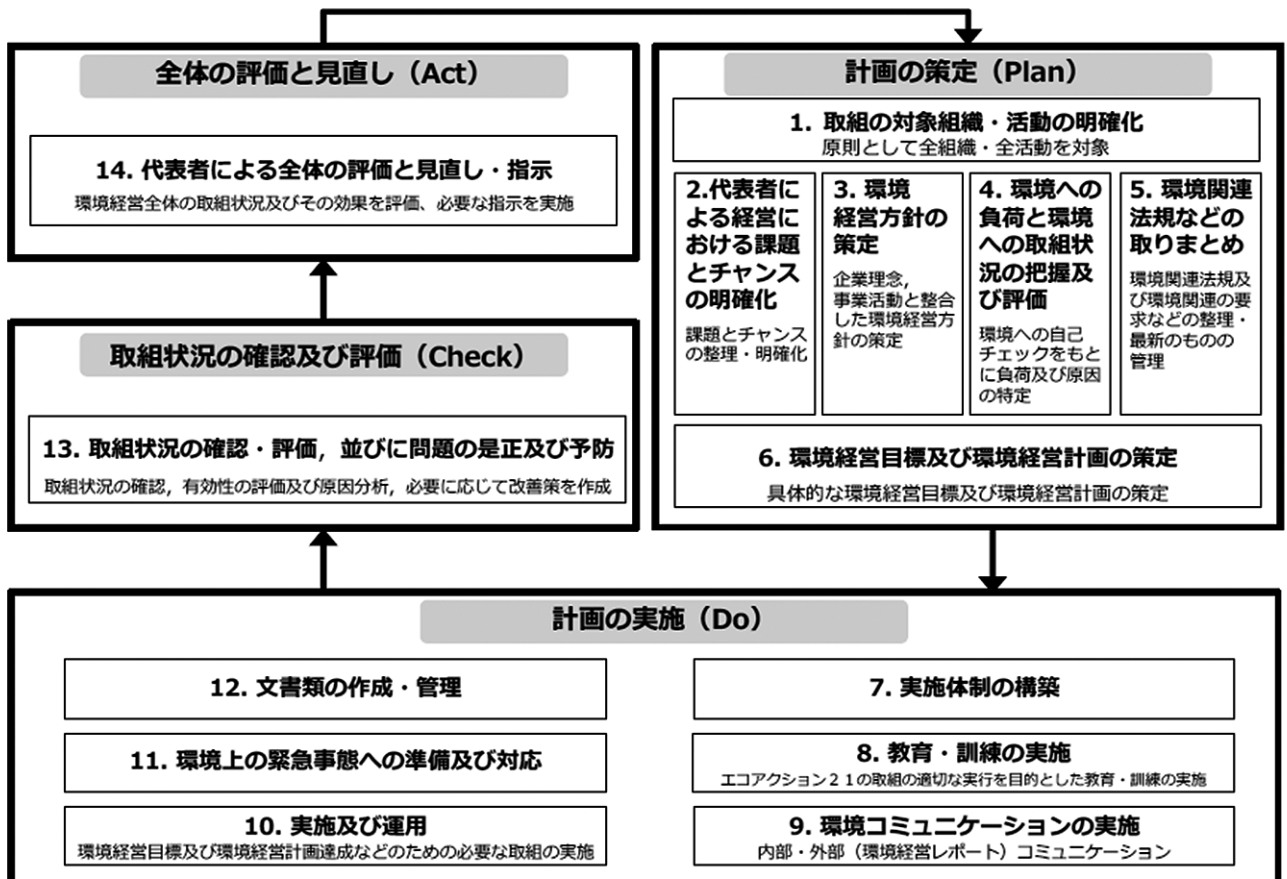


図2 PDCA サイクルとエコアクション21における要求事項

国で35カ所あり、審査員は556人、認証・登録事業者数は7654である。認証・登録事業者数はここ数年伸び悩み状況にある。業種別内訳は建設業が35%、製造業が25%、廃棄物処理・リサイクル業が21%で、この3業種で全体の8割強を占めている。

2.3 エコアクション21の特徴

(1) 事業者は「環境経営レポート」を毎年作成・公表することが要求される。公表は中央事務局のホームページ上でも行われるので、第三者はいつでも閲覧できる。

(2) エコアクション21では、環境への負荷の自己チェックが必須である。自らの事業活動に伴う環境負荷を把握して環境に大きな影響を与えている活動を特定して、環境負荷を削減することにある。

自己チェック表の書式に従って月単位で負荷データを入力すると「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」¹⁾が出来上がる。エネルギー使用量はCO₂排出量として合算され、一般と産業廃棄物排出量、水使用量及び化学物質使用量までをまとめているので、負荷の全体像を容易に把握できる。

(3) 「代表者による経営の課題とチャンスの明確化」が環境経営を実現させるためのキーポイントとなる。代表者は事業内容、事業を取り巻く状況及び事業と環境とのかかわりにより、課題とチャンスを整理して明確化する。審査員はこれを代表者とのヒアリングを通して、SWOT分析手法（強み、弱み、機会、脅威をマトリックスで示す）を用いて取りまとめをする。表1に「課題とチャンスの例」¹⁾を示す。

2.4 施策のあらまし

(1) ガイドラインとして、一般共通編と、ベースとした業種別ガイドラインが制定されている。業種別ガイドラインは建設業者向け、産廃処理業者向け、食品関連事業者向け、大学等高等教育機関向け及び地方公共団体向けがある。

(2) 認証・登録を希望する事業者への支援策としては、自治体イニシアティブ（自治体が地域の事業者を募集して、受審までの集合研修をする）や、関係企業グリーン化プログラム（大手企業のサプライチェーン取引先事業者に集合研修する）がある。

そのほかに各地域事務局が定期的に導入セミナーなどを開催している。

表1 課題とチャンスの例

製造業での事例

	課題	チャンス	環境経営方針
外部	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ製品の開発 販売競争激化 製品、サービスの顧客離れ 多品種少量発注など、顧客要求の変化への対応 原材料費、燃料費の上昇 製品のエネルギー効率が低い 顧客ニーズの多様化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ製品の市場投入 新市場の開拓 顧客要求に応えることによる信頼性向上 独自製品の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 省資源、省エネの推進 環境配慮製品の開発 顧客との環境コミュニケーション推進 顧客満足度の向上
内部	<ul style="list-style-type: none"> 電気の大量使用 設備老朽化 人材不足 歩留まりが低い 不良品が多い 省エネのノウハウが不足 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネによる競争力向上(コスト削減) 工程変更による不良率削減、歩留まりの向上 不良率削減 社員の意識向上 意欲的な若手社員がいる 	環境経営目標・活動計画 <ul style="list-style-type: none"> 電気使用量削減●% 製品歩留まり●% 廃棄物の削減●% 環境配慮製品の開発 工程の見直し、変更

(3) 環境省は CO₂ 排出抑制対策事業として Eco-CRIP (エコクリップ) 補助事業を毎年実施している。これはエコアクション 21 をベースにした CO₂ 排出量及びコスト削減に特化した EMS 構築の支援を受けることができる制度である。

2.5 今後の展望

(1) SDGs (持続可能な開発目標) は、17 項目の目標に 169 のターゲットがある。環境経営レポートの中で、自らの取り組み目標を SDGs ターゲットに基き公表している事業者も増えている。

(2) 認証・登録を希望する事業者を幅広く募り、事業者の活動を支援するためには、2.4 (2) 項に述べた中央・地域事務局や審査員の地道な啓発活動が欠かせない。審査員は日々の研鑽による力量向上を図り、事業者への的確な指導・助言が求められる。特に環境関連法規や条例の内容には強い関心を持ち続けたい。

(3) 新型コロナウイルスの感染拡大・蔓延により、緊急事態宣言中の審査は中止、延期された。

その後再開されたが、従来とは趣を異にする。

審査も対面だけでなく、遠隔地の事業所ではテレワーク形式も採り入れられつつある。

3 中小事業者への環境経営支援

3.1 環境経営レポート

認証・登録された事業者の環境報告や環境経営レポートを対象とした環境大賞が、環境省で毎年公募、表彰されている。また前述の中央事務局のホームページ上では、環境経営レポートは業種や規模、地域による絞り込み検索ができるし、他社の優れたレポートを参照できるので是非役立てたい。

3.2 中小企業支援の実践例

(1) 筆者は東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) の技術専門員として数年活動した実績を持つ。中小規模事業所向け省エネ診断では、運用改善面と設備改善面の視点か

ら、具体的な業種別「省エネルギー対策テキスト」²⁾ が大変役立った。めっき工場、光沢加工業やテナントビルなどで、現在は 29 種類作成されている。

(2) 筆者は 2004 年から現在まで審査員として、エコアクション 21 のコンサルティングや審査に関わって来た。また東京にある二カ所の地域事務局で判定委員を務めている。一方、環境カウンセラー (地域ごとに協議会がある) や、中小企業診断士として自治体や商工会による経営支援の一環として EMS 啓発活動をして来た。2020 年 2 月号に掲載された杉山耕治氏の「中小企業経営と省エネ活動」のきっかけも、そのひとつである³⁾。

4 おわりに

気候変動問題に関するグローバルな取り組み機運が高まる中で、エコアクション 21 を紹介した。

エコアクション 21 は必ずしも認知度は高くないし、認証・登録事業者数も漸減している現実があるのは残念である。

エコアクション 21 は 2017 年版ガイドラインに移行が進んでいるが、新規登録事業者の増加と更新の継続に向けて、EMS の「課題とチャンスの明確化」を追求していく必要がある。今後も中小事業者への支援を続けていきたい。

<引用文献>

- 1) エコアクション 21 中央事務局 HP ガイドライン : http://ea21.jp/files/guideline/gl2017/gl2017_kaishaku.pdf

<参考文献>

- 2) クールネット東京 HP : <http://www.tokyo-co2down.jp/>
- 3) 月刊『技術士』2020 年 2 月号, pp.8-11

松島 正 (まつしま ただし)
技術士 (上下水道 / 総合技術監理部門)

環境ビジネスサポートオフィス
e-mail : fwii4621@nifty.com

